平成２８年６月

滋賀労働局「第１２次労働災害防止推進計画」の進捗概要

（計画期間：平成２５年度～平成２９年度）

全体目標（災害件数、目標、重点）：

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | H24 | H25 | H26 | H27 | 目標 | 重点事項 |
| 全産業 | 死亡 | 11人 | 12人 | 10人 | ８人 | 絶滅を目指し毎年**９人**以下 | ①のとおり |
| 死傷 | 1,454人 | 1,422人 | 1,404人 | 1,359人 | H29までに**1,250人**以下  （H24比約-15%） |

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策（災害件数、目標、重点）：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 重点業種 | | | H24 | H25 | H26 | H27 | 目標 | 重点事項等 |
| 第三次産業 | | | 574人 | 500人 | 515人 | 511人 | 参考：H24比-15%は488人 |  |
|  | 商業（小売業など） | | 194人 | 170人 | 147人 | 176人 | H29までに**162人**以下  （H24比-20%） | 転倒、交通事故、腰痛指針 |
| 社会福祉施設 | | 94人 | 90人 | 96人 | 75人 | H29までに**78人**以下  （H24比-10%）(※) | 腰痛指針、転倒、交通事故 |
| 接客娯楽業（飲食店、ゴルフ場など） | | 105人 | 87人 | 116人 | 90人 | H29までに**88人**以下  （H24比-20%） | 切れ・こすれ、転倒 |
| 清掃業（ビルメンテナンス業、廃棄物処理業など） | | 67人 | 46人 | 56人 | 57人 | H29までに**56人**以下  （H24比-20%） | 転倒など |
| 道路貨物運送業 | | | 156人 | 166人 | 147人 | 139人 | H29までに**134人**以下  （H24比-15%） | 荷役作業（ガイドライン） |
| 製造業 | | 死亡 | ２人 | ２人 | １人 | １人 | 毎年**１人**以下 | 挟まれ・巻き込まれ（安衛則107,108条、機械の安全規格活用） |
| 死傷 | 391人 | 462人 | 451人 | 420人 | － |
| 建設業 | | 死亡 | ４人 | ３人 | ２人 | ２人 | 毎年**３人**以下 | ゼロ災滋賀「命綱GO（いのちつなごう）活動」 |
| 死傷 | 162人 | 144人 | 155人 | 149人 | － |

（注）「死亡」は死亡災害、「死傷災害」は休業４日以上の死傷災害。期間は暦年（１～12月期）。

（※)社会福祉施設の目標は、雇用者数の大幅な増加見込みを考慮した数値です。労働者数あたりの災害発生率としては、25％の減少に相当する水準です。



この計画は、労働安全衛生法第６条により厚生労働大臣が策定した「労働災害防止計画」（第12次）を踏まえ、滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた５か年計画です。

※ゼロ災ロゴマークは 滋賀労働局ＨＰからダウンロードし どなたでもお使いいただけます

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html>

厚生労働省

滋賀労働局、大津・彦根・東近江 労働基準監督署

～ 働きやすい滋賀をめざして（労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ）～

健康確保・職業性疾病対策（進捗と今後の予定など）：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点対策 | 目標進捗、重点事項 | 補足事項等 |
| メンタルヘルス対策  【目標】対策に取り組んでいる30人以上の事業場の割合を80％以上(H29までに) | ・ストレスチェック制度の周知徹底  【実績】  100人以上の事業場：  　対策実施率60.2％（2010年）  50～99人の事業場：  　対策実施率76.9％（2012年） | ・50人未満の事業場で何らかの対策を行うよう指導（改正法が努力義務）  ・産業保健総合支援センターの活用勧奨  ・ストレスチェック制度の効果的な運用を指導啓発（①セルフケア促進の工夫、②集団分析による職場環境の改善、③高ストレス者への適切な対応） |
| 過重労働対策 | ・働き方の見直し  ・健康管理 | ・月80時間超の残業を行う事業場への監督指導の徹底  ・「過重労働解消キャンペーン」（11月）  ・「働き方休み方改善ポータルサイト」  ・働き方改革に係る労使団体への協力要請、企業トップへの働きかけ  ・高齢者医療確保法に基づく医療保険者への安衛法健診データ提供の徹底 |
| 化学物質対策 | ・特化則・有機則等の徹底  ・ラベル表示や安全データシート（ＳＤＳ）の交付・入手の徹底  ・リスクアセスメント（改正法含む）の実施  ・眼などの薬傷防止  ・がん原性指針の推進 | ・「ラベルでアクション」  ・監督指導の強化  ・改正法の周知徹底  ・有害性の不明な物質への指導強化（新指針通知H27.9.18基発0918第3号10(1)ア等）  ・不適切な物質代替の防止（新指針通知H27.9.18基発0918第3号10(1)イ）） |
| 腰痛対策 | ・改正腰痛予防対策指針の周知徹底 | ・介護・看護作業を最重点  ・運送業、製造業、商業を重点とし、対策強化（H27.9～） |
| 熱中症対策  【目標】死亡者をゼロ（毎年） | ・「職場における熱中症予防対策要綱」（H26.6）の周知徹底  【実績】死亡災害　０人(H25)、１人(H26)、０人(H27) | ・重症化の防止（熱中症疑いで水分・塩分摂取しても回復しない場合の速やかな救急搬送など） |
| 受動喫煙防止対策 | ・改正法による努力義務の周知啓発 | ・技術的な留意事項の周知徹底（H27.5.15付け基安発0515第１号） |

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

・災害事例・災害原因分析の積極的な提供・公表（H26年度～）

2016（平成28）年も

無災害運動を実施します！是非、参加宣言（申込）をお願いいたします

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

・１１月に「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を実施（H25～）

「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」を2016以降も展開します！

「ラベルでアクション」～SDSを確認して必要な化学物質対策を～

ストレスチェックが義務になりました（今年11月末までに１回目の実施が必要）